

分散事業所における受動喫煙防止対策支援

～厚生部門と安全衛生委員会の活用～

ガイドラインステップ	キーワード (6つ以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策 ・環境評価 ・安全衛生委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・分散事業所 ・喫煙室使用ルール ・優良ビル認定
1～9、12			
改善・取組みの背景と課題	<p>受動喫煙防止対策は事業所主体の環境整備が重要である。13の分散事業所があるA社の喫煙環境は、屋外喫煙や非空間分煙など立ち遅れていた。当センタは、2009年度より厚生部門と安全衛生委員会に対し、喫煙環境意識調査や粉塵測定等をはじめとする環境整備支援を実施し、事業所が安全衛生委員会と協働して受動喫煙防止対策を講じることができたので紹介する。</p>		
改善・取組みの着眼点	<p>受動喫煙防止対策継続・推進のための厚生部門と安全衛生委員会への8つの仕掛け</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取り組みのきっかけ作り: 厚生部門や安全衛生委員会に、粉塵測定結果、喫煙環境意識調査結果、喫煙室使用ルール遵守状況などの環境評価結果を示した。 2. 施策の継続: 事業所が主体的に施策の決定・実行ができるように、アイデアを環境評価とともに繰り返し提供した。 3. 各ビルの自治力向上: 受動喫煙防止に対する意識向上のために、安全衛生委員会を活性化し、各ビルを順位付けし競わせた。 		
改善・取組みの概要	<p>厚生部門準備期 2009年度: 当センタは厚生部門に喫煙環境意識調査とモデルビルの24時間粉塵測定結果を示し、喫煙環境勉強会を実施した。厚生部門は受動喫煙防止対策の必要性を認め、全ビル空間分煙を決定した(仕掛け1)。</p> <p>厚生部門実行期 2010年度: A社は原則1ビル1喫煙室に整備し、全社員に対し禁煙教室を行った(仕掛け2)。社員の関心は向上したが、喫煙者は喫煙室整備に抵抗していた。厚生部門は喫煙室整備を達成したことで、受動喫煙防止対策は完了と認識していた。そこで、当センタは粉塵測定値と喫煙室の利用実態(窓・ドア・換気扇・吸殻・椅子の取り扱い、定員、喫煙範囲等)の調査結果から、喫煙室整備後も喫煙室内粉塵濃度が基準値を超えていることを把握し(仕掛け3)、喫煙室使用ルール(以下ルール)作成と遵守推進を厚生部門に提案した。</p> <p>厚生部門緩慢—安全衛生委員会活性期 2011-13年度: 厚生部門は喫煙者の抵抗が強く消極的になり、5項目のルール(窓・ドア・換気扇・吸殻・椅子の取り扱い等)の作成と掲示に留まった。当センタは喫煙室整備前後の粉塵濃度の変化と喫煙室利用実態調査結果をもとに安全衛生委員会に働きかけ(仕掛け4)、各ビルのルール点検と粉塵測定を継続した。ルール遵守状況は低く、濃度も基準値を著しく超えていたため、安全衛生委員会でルール遵守と定員明記の意見が出され、厚生部門は定員を追記した新ルールや禁煙啓発ポスターを作成、禁煙キャンペーンを開催し再始動した(仕掛け5)。当センタは屋内全面禁煙を目指し、屋内全面禁煙したビルの紹介や屋外喫煙場所の検討を推奨した。</p> <p>厚生部門—安全衛生委員会活動期 2014-15年度: 安全衛生委員会が行ったルール点検結果を、当センタが3段階評価を行い喫煙室等に掲示したところ、各ビル責任者が注目し、優良ビル認定獲得に向け、ビル同士が競いあった(仕掛け6.7)。ルール遵守できたビルに対し粉塵測定を行ったが、濃度は依然高値であり、安全衛生委員会は空間分煙を限界と判断した(仕掛け8)。その後厚生部門と安全衛生委員会が中心となり、屋外喫煙場所を検討した上で、禁煙タイムの推進と屋内全面禁煙トライアルに取り組んだ。</p>		

